

GUNMA EXCELLENCE 認証要綱

（目的）

第1条 群馬県産農林水産物及びそれらを利用した加工品（以下、「農林水産物等」という。）の中で、特に優れた商品を「GUNMA EXCELLENCE」として認証することで、農林水産物等の認知度向上と販路拡大による経営安定、生産者意欲の向上を図り地域経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）県産品 原則として群馬県内で生産又は製造されたもの（食用に限る）をいう。
- （2）生産者 農業、林業（特用林産物（食用）に限る）、漁業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体であって、原則として群馬県内に事業所を有するものをいう。

（認証対象）

第3条 「GUNMA EXCELLENCE」の認証の対象は、下記のいずれかを満たす県産品とする。

- （1）農林水産物（加工していないもの） 群馬県内生産者が群馬県内で生産したもの
- （2）加工品 主原料が群馬県内で生産されたもの
なお、加工地は問わない

（認証申請資格）

第4条 認証の申請を行うことができる資格のある者は次の各号を満たす者とする。

- （1）認証の対象となる県産品の生産者であって、かつ群馬県が賦課徴収するすべての県税及び国税（消費税・地方消費税）に滞納がない者
- （2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではない者及び暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していない者
- （3）別表に掲げる第三者認証一覧のいずれかを取得している者

（認証の申請）

第5条 認証を受けようとする生産者は、GUNMA EXCELLENCE 認証申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 認証申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- （1）GUNMA EXCELLENCE 認証申請調書（様式第2号）

(2) 申請日時点で、前条第1項第3号の認証一覧のいずれかを取得していることを証する書類の写し

(3) 誓約書(様式第3号)

(4) 申請者の概要を確認できる書類

ア 定款又は寄付行為、規約その他これに類する書類

イ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

法人以外の団体にあっては、代表者の住民票

個人にあっては、申請者の住民票

ウ 申請者の事業内容等を確認できる書類

(5) 認証を受けようとする県産品の概要を確認できる書類

(6) 納税証明書

ア 群馬県の県税事務所が発行する滞納がないことを証明するための「納税証明書」(過去6か月以内に発行したもの)の写し

イ 税務署が発行する「納税証明書その3 消費税及び地方消費税」(過去6か月以内に発行したもの)の写し

(7) その他知事が必要と認める書類

3 申請受付期間は、随時とする。

(認証の審査)

第6条 知事は、申請内容を審査し、申請資格及び別に定める GUNMA EXCELLENCE 認証基準に適合していると認められるときは、県産品毎に認証することができる。

2 審査は、申請書類の確認、現地調査及び申請者へのヒアリング(一次審査)を経て、認証審査(二次審査)を行う。

3 審査期間は、申請書類の受理日から起算して原則として6か月以内に審査を完了し、申請者に対して審査結果を通知するものとする。

ただし、申請内容に不備がある場合、追加資料の提出を求める期間、または特別な事情がある場合には、この期間を延長することができる。

4 GUNMA EXCELLENCE 認証基準は、別に定める。

(審査会の設置)

第7条 知事は、前条第2項の認証審査を行うため、GUNMA EXCELLENCE 審査会(以下、「審査会」という。)を設置する。

2 審査会設置要領は、別に定める。

(審査結果の通知)

第8条 知事は、前条の規定による審査会の認証審査で、認証基準を満たすと認められたとき

は、当該申請者に対して GUNMA EXCELLENCE 認証審査結果通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

- 2 知事は、前条審査会による認証審査で、認証基準を満たさないとしたときは認証しないものとし、当該申請者に対して GUNMA EXCELLENCE 認証審査結果通知書（様式第 5 号）によりその理由を付して通知するものとする。

（認証及び認証書の交付）

第 9 条 前条第 1 項の通知を受けた者は、知事が指定する日までに宣誓書（様式第 6 号）を提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による宣誓書の提出をもって、認証を決定するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により、当該県産品及びその生産者を「GUNMA EXCELLENCE」として認証し、GUNMA EXCELLENCE 認証書（様式第 7 号）（以下、「認証書」という。）を交付するものとする。

（認証の公表等）

第 10 条 知事は、前条の規定により、認証した県産品（以下、「認証品」という。）及び認証を受けた者（以下、「認証取得者」という。）の内容及び認証理由等について、広報媒体等を通じて積極的に情報発信するものとする。

（表示）

第 11 条 認証取得者は、認証品又はその包装出荷資材に、GUNMA EXCELLENCE 認証ロゴマーク（以下、「認証ロゴマーク」という。）を表示することができる。

- 2 認証ロゴマークの取扱いとは別に定める。

（認証内容の変更等）

第 12 条 認証取得者は、次の各号いずれかに該当するときは、GUNMA EXCELLENCE 認証変更届書（様式第 8 号）により、知事に届け出なければならない。

- （1）氏名又は法人名称又は代表者を変更したとき
- （2）認証品の商品名を変更したとき
- （3）認証品の生産、販売を中止又は廃し再開見込みがないとき
- （4）申請書等の記載事項のうち、認証に係る内容に変更が生じたとき

（認証の取消）

第 13 条 知事は、認証品又は認証取得者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- （1）認証を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。

- (2) 認証基準に適合しないと認められたとき。
 - (3) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
 - (4) 第16条の規定による報告又は前条の規定による届出を正当な理由なく拒否し、又は県の指示に従わなかったとき。
 - (5) 認証品の生産、製造又は販売を廃止又は1年間以上中止したとき。
 - (6) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。
- 2 知事は、前項の規定に該当すると認めたときは、GUNMA EXCELLENCE 認証取消通知書（様式第9号）により認証取得者に通知するものとする。
- 3 前項の規定に該当することにより認証を取り消された者は、速やかに認証ロゴマークの使用を中止しなければならない。さらに、その取り消しの日から3年を経過しなければ、新たな認証を申請することができない。

（認証を受けた生産者団体等の責務）

第14条 認証事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 認証品の生産、製造又は販売等を通じて、当該認証品の情報発信を積極的に行い、群馬県に対するイメージの向上につなげるよう努めなければならない。
 - (2) 認証品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。
 - (3) 第1条の目的に基づき、県が必要と認める調査等には協力をしなければならない。また、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。
 - (4) 前条第1項第1号及び同条同項2号により第4条第1項第3号の資格を喪失した場合は、速やかに知事へ報告しなければならない。
- 2 認証品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認証取得者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、GUNMA EXCELLENCE 認証事故等発生通知書（様式第10号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

（認証の有効期間及び認証更新）

第15条 第9条第2項の規定による認証の有効期間は、認証した日から2年間とする。

- 2 知事は、前項の規定による認証の有効期間が終了となる場合において、前条による認証の取消又は認証取得者からの認証辞退の申出があったときを除き、認証の更新をすることができる。
- 3 知事は、認証の更新をした場合は、認証取得者に対して認証書を交付するものとする。

（事業実績状況報告）

第16条 認証取得者は、GUNMA EXCELLENCE 認証実績報告書（様式第11号）（以下、「報告

書」という。)により、前年度の認証品の生産量、広報宣伝の取組状況及びその他知事が指定する事項を、毎年度知事へ報告しなければならない。

- 2 報告書には、認証取得条件を満たす第三者認証の提出日時点の状況が確認できる書類（認証基準を証する書類の写し等）を添付する。
- 3 認証取得者は、提出する年度の前年度の状況を翌年度の6月末までに知事宛て報告をする。

（報告の徴取等）

第17条 知事は、前条の報告書等により、特に必要があると認めるときは、認証取得者に対し、必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

（事務処理）

第18条 この認証に関する事務処理は群馬県農政部ぐんまブランド推進課が行う。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

別表

GUNMA EXCELLENCE 認証取得条件を満たす第三者認証一覧

対象品目	対象分野	対象認証資格の名称
農畜産物・水産物	農業生産工程管理	GLOBALG. A. P.
農産物	農業生産工程管理	ASIAGAP
農畜産物	農業生産工程管理	JGAP
畜産物	農業生産工程管理	畜産 GAP
畜産物	衛生管理	農場 HACCP
農畜産物	生産方式	有機 JAS 認証
農畜産物・農産加工品	食品安全マネジメントシステム	FSSC 22000
農畜産物・農産加工品・畜産加工品	食品安全マネジメントシステム	JFS-C
農畜産物・農産加工品・畜産加工品	食品安全マネジメントシステム	ISO 22000
水産物	生産方式	ASC